

随時受付に係る有資格業者名簿への記載時期及び受付期間について

(平成7年3月27日財政局長決裁)

資格審査手続をより明確にするため、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（以下「規則」という。）第3条第2項及び第6条第2項に定める随時受付に係る有資格業者名簿への記載時期及び受付期間について、次のとおり運用基準を策定する。

記

1 随時受付に係る有資格業者名簿の記載時期について

規則第6条第2項の場合において、規則第3条第2項の規定による随時受付に係る申請者を有資格業者名簿に追加して記載する日は、申請書受付月の翌月の最終日とする。

2 随時受付に係る受付期間について

規則第6条第2項の場合において、規則第3条第2項の規定による随時受付に係る申請書の受付期間は、1項の追加して記載する日の前月とする。

付 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の改正前に受け付けた平成8年2月及び3月分に受理した申請書については、審査のうえ、平成8年5月31日に追加して記載する。